

《提出書類について（認定申請・利用申請・利用者負担額の算定など）》

※提出が必要な書類全てが揃って申請完了となり、書類不備・未提出書類がある場合は申請が完了せず、入所選考（利用調整）・給付認定は行われません。期日に余裕をもって、ご提出いただきますようお願いいたします。

※本市ホームページ「幼稚園・保育所等に関する様式集（保護者向け）」より印刷可能です（一部様式なし）。

※保育幼稚園事業課まで郵送での提出も可能です（必ず、到達確認のお電話をいただきますようお願いいたします）。

1. 全ての方が必要な書類

提出書類名称	注意事項	提出
・教育・保育給付認定申請書	提出必須	☐
・保育の利用兼保育所入所等申請書 ・保育の利用申請（継続）時におけるご注意事項【重要】 ・発育状況調書	保育所等の認可保育施設（２・３号）を希望する場合、 提出必須	☐

2. 高槻市へ転入予定の方 及び 令和８年１月２日以降に高槻市へ転入された方が必要な書類

提出書類名称	注意事項	提出
（高槻市に転入予定の方） ・賃貸借契約書・建物売買契約書・同居申立書など ・申請児童の健康保険証など	・高槻市への転入を証明する書類 ・申請児童の氏名・生年月日が確認できる書類 ※入所内定後、入所月１日までに高槻市への転入（住民票の移動）が必須（ 51ページ Q&A 問6 参照）	☐
（高槻市へ転入予定の方 及び 令和８年１月２日以降に高槻市へ転入された方） 令和８年度市・府民税課税証明書 または、住民税決定通知書（※１）	・父母の合計所得が２６６万円以下の場合、入所選考上、加点 ・入所選考同点時、父母の合計所得を参照する場合あり ・入所後の利用者負担額（保育料）算定等のためにも必要（ 40～42ページ 参照） ※未提出の場合、最高金額（第１子の標準時間の場合で月々６９，０００円）となりますので、必ず提出してください。	☐

※１ 令和８年１月１日時点で本市に住民票がある方は、市民税課税台帳を閲覧するため、提出は不要です（未申告の場合を除く）。

3. 保育要件書類（※父母ともにいずれかの書類が必要）

保育が必要な理由	提出書類名称	添付書類又は注意事項	提出
雇用されている方 （会社員・公務員・パート・派遣社員）	就労証明書 ※月６４時間以上の就労が必須	・就労予定の場合も本証明書 ※育児休業中の方は、本証明書に加えて「 育児休業等取得証明書 」の提出も必要	☐
自営業中心者 自営業協力者	就労証明書 ※添付必須書類あり（右参照） ※月６４時間以上の就労が必須	下記①・②両方の提出が必須（※２） ①「 最新年度の確定申告書控え第一表及び第二表 」 自営業開始前の場合は、開業に係る経費の支出明細等、収支状況が確認できる書類 ②「 開業届 」または「 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） 」 など事業内容のわかるもの 自営業開始前の場合は、事業計画書や店舗予定地の賃貸借契約書等、自営業を開始することが分かる書類	☐

※２ 自営業協力者は、①雇用保険被保険者証および②労災保険加入証明書の提出でも可能です。また、会社役員などで、雇用保険・労災保険に加入できない場合は、保育幼稚園事業課までご相談ください（いずれの場合も、就労証明書の提出は必須）。

＜次ページへ続＞

3. 保育要件書類の続き（※父母ともにいずれかの書類が必要）

保育が必要な理由	提出書類名称	添付書類又は注意事項	提出
内職している方	内職証明書 ※月64時間以上必須 ※平均月収2万円以上必須	- 内職を請負っていることがわかる書類 - 内職の実績の支払状況がわかるもの	☐
就学している方 （職業訓練学校含む） （※3）	就学状況証明書 ※在学証明書・時間割表添付要	- 在学証明書は学生証で代替可 - 就学予定の場合、合格通知書など入学することがわかる書類	☐
疾病・障がいを有している方	病気・障がい状況証明書 ※整骨院・鍼灸院等除く	- 該当者のみ 身体障がい者手帳4級以上、療育手帳A・B等、精神障がい者保健福祉手帳3級以上の等級が確認できるページ（コピー） - 病気の場合、医師の診断証明書	☐
同居の家族の介護・看護をしている方 （但し、申請児童本人の介護・看護を除く）	介護・看護状況証明書 及び （介護・看護を受ける方の）病気・障がい状況証明書	- 介護・看護を受ける方が身体障がい手帳4級以上、療育手帳A・B等、精神障がい者保健福祉手帳3級以上をお持ちの場合は手帳（コピー） - 母子通園の場合、付き添い児童の在園証明	☐
仕事を探している方	求職活動申立書	- 求職活動中の要件で認可保育施設を利用できるのは2ヶ月まで - 入所申請時は2ヶ月ごとに再申請が必要	☐
産前・産後の期間にある方（産後8週まで） （※4）	母子健康手帳 ※出産予定のお子さま分 ※指定様式なし（持参ください）	オンライン及び郵送申請の場合、母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ（コピー）を提出	☐
災害の復旧に当たっている方	罹災証明書 ※指定様式なし	—	☐
すでに認可保育施設（2・3号）を利用している児童の保護者で、新生児（下の子）の出産に伴って育児休業等を取得する方（37～38ページ参照） ※上記以外に育児休業等を取得しながら認可保育施設（2・3号）に通うことは出来ません（上記以外は、職場復帰が必須となります）。		提出書類は下記3点 - 教育保育給付認定申請書 - 保育の利用継続申請書（※在籍園の施設長・事業主の意見欄あり） - 育児休業等取得証明書（※雇用主（勤務先）記入欄あり） ※脚注「※4」も確認ください	☐

※3 「就学」で認定可能な学校は、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専門学校・高等専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校に限られます（趣味の講座や習い事などは対象になりません）。

※4 産前産後休業中または育児休業中の方は、職場復帰が決定した際に「産後休暇・育児休業等復帰証明書」の提出が必要です。

<次ページへ続く>

4. その他、利用申請時（施設・事業の利用開始後）にあたりご用意いただく書類（該当者のみ）

保護者・世帯・児童の状況	提出書類名称	備考	提出
きょうだい一緒に申請される方	兄弟姉妹入所条件書	内定パターンを選択の上、提出 ※27～28ページ参照	☐
育児休業を取得している方	育児休業等取得証明書	育児休業中は保育の利用ができません（認可保育施設（2・3号）在園中に、新生児の出産に伴って、育児休業等を取得された場合を除く）。そのため、 <u>育児休業中に内定になられた場合、入所月月末までの職場復帰が必須となります</u>	☐
育児休業中のため他の児童を優先的に選考して構わない方 ※入所選考において、減点（▲100点）を許容できる方	育児休業等取得中の利用調整（入所選考）に関する申立書	・入所選考上、減点（▲100点） ・入所選考にて待機となった場合に待機証明書の発行が可能 ※次ページ下部の『【お知らせ】ハローワークの育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて』もご確認ください	☐
出産（18点）ではなく、就労・就学での入所選考（採点）を希望される場合	・産後休業直後の復職に関する申立書（または、産後休業直後の復学に関する申立書） ・新生児の母子手帳	・入所選考において、就労・就学要件で採点（例：週40時間で30点） ・産休明け加点対象（2点×クラス年齢）。 <u>※産後休業直後の職場復帰が必須</u>	☐
育児休業に伴い退園または1号認定に変更した後、再申請する場合（詳細 37～38ページ）	育児休業に伴う退園・1号認定変更証明書	入所選考上、加点（本人に加え、下の子も加点の対象）	☐
申請児童が常時保育、または一時預かり等を利用している場合（週1日以上、かつ、1日あたり4時間以上）	常時保育・一時預かり等利用証明書	入所選考上、加点 ※私立幼稚園、企業主導型保育施設、認可保育施設の預かり保育利用などについても、当書類の提出あれば加点の対象 <u>※未提出の場合は、加点対象外</u> <u>※育児休業中は提出されても加点対象外</u>	☐
申請児童の直系親族（保護者以外・65歳未満）と同居されている方 ※5	同居者の保育が必要な理由を証明する書類（就労証明書など） ※直系親族以外は不要	提出がない場合、入所選考において、減点（▲2点）になります	☐
単身赴任している方（する予定の方）（※6・※7）	住民票（単身赴任先に住所変更されたもの）、または、賃貸借契約書（単身赴任先の居住地が記載されたもの）など	左記の住民票または賃貸借契約書などが未提出の場合、就労証明書の単身赴任期間欄に記載されていても、入所選考上、 <u>加点対象外</u>	☐
ひとり親世帯の方	児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、戸籍謄本（保護者のもの・全部事項証明）、離婚受理証（親権記載の内容）	いずれか一通のコピー	☐
離婚調停（係争）中の方	事件係属証明書又は呼出状	裁判所受付印があるもの、または裁判所発行のもの	☐

※5 令和9年4月以降の入所選考希望の方は提出不要です（入所選考における減点が廃止されるため。26ページ参照）。

※6 加点対象期間は、入所希望月が「就労証明書」に記載された単身赴任期間内である場合に限りです。

例）令和9年4月入所選考の場合、単身赴任期間が「～令和9年3月31日まで」であれば、期間外のため加点されません。

※7 単身赴任先の住所が本市近隣市町である等の場合、勤務先法人へ内容確認（聴取）する場合があります。また、審査の上、加点対象外となる場合があります。

＜次ページへ続く＞

4. その他、利用申請時（施設・事業の利用開始後）にあたりご用意いただく書類（該当者のみ）の続き

保護者・世帯・児童の状況	提出書類名称	備考	提出
生活保護を受給されている方	生活保護受給証	—	☐
生計を主として維持する者（※8）が失業している場合（※原則、自己都合による退職等を除く）	雇用保険受給資格者証等	生計を主として維持する者の場合のみ、入所選考上、加点	☐
申請児童または同居家族が障がい者手帳を有しているか特別児童扶養手当を受給している場合	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給がわかるもの	• いずれかのコピー • 利用者負担額（保育料）算定等のため ※福祉世帯として算定等します（40～42ページ参照） • 申請児童が該当する場合のみ、入所選考上、加点	☐
保育士等の資格を有し、認可保育施設等で勤務している（予定含む）場合（39ページ・55ページ Q&A 問21 参照）	保育士等加点にかかる同意書 各資格を証する書類	• 月120時間（週30時間）以上 • 勤務・勤務予定の場合のみ入所選考上、加点	☐
現在の在籍施設から他施設への転所を希望される方	• 転所申請書 • 発育状況調書	転所内定後、現在籍施設への退園届の提出が必要（退園届は市ホームページに掲載していません。現在籍施設からお受け取りください） ※転所内定を辞退し、在籍施設に戻ることはできません（26ページ参照）	☐
希望園変更、きょうだい条件変更、申請取下、育休減点（▲100点）期間変更を希望される方	保育の利用申請内容変更申請書		☐
里親の方	里親委託証明書	• 入所選考上、加点 ※児童が実子の場合を除く	☐
市民税未申告の方	（市民税課にて申告の上）市・府民税課税証明書または住民税決定通知書	• 父母の合計所得が266万円以下の場合、入所選考上、加点 • 入所選考にて同点時、父母の合計所得を参照する場合あり • 入所後の利用者負担額（保育料）算定等のため（40～42ページ参照） ※未提出の場合、最高金額（第1子の標準時間の場合で月々69,000円）となりますので、必ず提出してください。	☐

※8 生計を主として維持する者とは、利用者負担額算定の基礎となる年度の所得金額が、父母等（家計の主宰者含む）の中で最も高い者のことです（例：令和8年9月～令和9年8月：令和8年度の所得金額）。

【お知らせ】ハローワークの育児休業給付金の支給期間延長手続きについて

育児休業給付金の支給期間の延長には、育児休業に係る子ども（新生児）が1歳に達する月に保育所等の入所選考で待機となるなどの要件がございますが、令和7年4月より、要件の追加がありました。その内容の一部としては、

要件① 自宅から片道30分以上要する施設のみ希望となっていない（通勤経路の途中等を除く）

要件② 入所保留（待機）となることを希望する旨の意思表示をしていない

などとなります。（要件追加についてのご質問は、ハローワーク・労働局へお問い合わせください。）

つきましては、入所申請にあたっては、希望保育施設の設定にご注意ください。

なお、入所選考にてマイナス100点となる『育児休業等取得中の利用調整（入所選考）に関する申立書』は、あくまで「他児童を優先的に選考して構わない」旨の意思表示であり、欠員等で入所可能な場合は内定となるため、入所保留（待機）となることを希望する旨の意思表示には該当しません（当申立書提出後も、上記要件②を満たしたままの状態が継続されます）。